



26930-1605
平成24年1月4日

各位
(県内各宅建業協会)

宮崎県農政水産部農村計画課長



農地転用許可申請書に添付する「転用事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の取扱いについて
(通知)

日ごろから、県政全般の推進に多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成21年12月に農地法が改正され、農地転用許可の厳格化等が図られたところであります。

つきましては、農地転用許可申請に係る法定添付書類である「転用事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、下記のとおり取扱いを見直しますので、できるだけ円滑に手続きができますよう御協力をお願いします。

記

1 資金証明書(転用事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面)の添付について

現在(H24.3月まで)の取扱い	平成24年4月1日以降の取扱い
一般個人住宅及び事業費800万円以下の農地転用事業については、資金証明書の添付を免除する。	事業費及び転用目的にかかわらず、全ての農地転用許可申請において書面の添付を義務付ける。

2 資金証明書となる書面について

- ・金融機関が発行する残高証明書
- ・融資(予定)証明書、或いは金融機関等が受け付けた融資申込み書の写し
- ・通帳の写し(申請日以前1月以内の残高が確認できる場合)など

担当；農地調整担当
TEL 0985(32)4464